

平成二十六年十月九日提出
質問第一一九号

「農山漁村再生可能エネルギー法」を鑑みた「鳥獣被害対策」に関する質問主意書

提出者 鈴木克昌

「農山漁村再生可能エネルギー法」を鑑みた「鳥獣被害対策」に関する質問主意書

国民の生活、特に食生活にとって、わが国の農林水産業は絶対に不可欠であり、国民の生活さらには産業にとってもエネルギーの国産化は必須である。農林水産業を守り、エネルギーの国産化にも資する包括的かつ地域生活に根ざしたきめ細かい対策は緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 昨今、農林水産業における鳥獣被害が深刻化し、その被害金額は年間二百億円強と推計され、鳥獣被害は営農意欲を減退させ、耕作放棄地の拡大の原因ともなり被害金額だけではない影響が懸念されている。

この理解でよいか。

二 平成二十四年三月、鳥獣被害防止特措法の法改正が、全会一致により可決・成立した。改正の概要として、住民に被害が生じるおそれがある場合等の対処、市町村長による都道府県知事への要請、捕獲等に係わる人材の確保に資するための措置、さらに財政上の措置などが明記され、平成二十五年度予算概算要求では、鳥獣被害防止総合対策交付金として百五億円が計上され、捕獲、侵入防止、環境整備を組み合わせた総合対策に着手されたとされる。

この理解でよいか。

三 平成二十五年、農村地域力発揮総合対策交付金（百十四億円）の一部も鳥獣被害予防的対策に充てる措置がなされた。具体例としては、生息環境の整備（野生鳥獣が好む実をつける広葉樹の植林）、山際の草を刈り取った緩衝帯あるいは保護柵の設置などに充当され対策が講じられてきたとされる。

この理解でよいか。

四 鳥獣保護法、自然との共生・動物愛護、あるいは狩猟法・銃刀法などをも鑑み、鳥獣被害対策においては予防的措置の重要性が増しつつあるとされる。

この理解でよいか。

五 平成二十六年、農山漁村再生可能エネルギー法が施行された。同法は「農山漁村には、土地、水、バイオマス、その他、再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が存在し、再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る」としている。この理解でよいか。また、同法の理念は「地方創生」に通ずると理解してよいか。

六 農山漁村再生可能エネルギー法の理念（「農林漁業の健全な発展」、「農山漁村の活性化」等）は、鳥

獣被害防止特措法のそれに通ずると理解してよいか。

- 七 農山漁村再生可能エネルギー法では「地域の関係者の相互の密接な連携、地域の農山漁村の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保等」が必要とされ、同法では「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、基本計画の作成についての提案を、市町村にすることができ、市町村は基本計画の作成及び実施に必要な協議を行う協議会を組織することができる。」とされている。また、協議会の構成員としては「1基本計画を作成しようとする市町村、2当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者、3当該市町村の区域内の関係農山漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者」と規定されている。誰でも（法を遵守し、地元で資するものであれば）「基本計画」を市町村に提出し、協議会構成員になることができる、と理解してよいか。わが国に居る外国人、外国企業日本法人の場合はどうか。
- 八 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が「鳥獣被害予防的措置を要する農地にて、営農に資する形の太陽光発電施設を設置し、その農地の周囲の防護柵に、鳥獣被害の予防に資する太陽光パネルの設置」を計画し、市町村に提案し、市町村が協議会を開催した場合、鳥獣被害防止総合対策の対象と

なるか。例えば、防護柵の上部に太陽光パネル（高さ三メートルの柵の上部から二メートルの底の形で外側に突き出した型（「猿返し」のイメージ））の設置などを計画した場合、鳥獣被害防止特措法の対象となるか。鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止の取組に対する支援（ハード対策）補助率二分の一の対象となりえるか。

九 鳥獣被害防止総合対策交付金の概要によれば、侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分の定額補助は可能とあるが、「自力」の範疇は何か。協議会あるいは協議会の構成員は「自力」に含まれるとの理解でよいか。

右質問する。